

課題 4-3

我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善

取り組み例	指標	2002	2003	2004	2005	2006		2007	
		(14年度)	(15年度)	(16年度)	(17年度)	(18年度)	(19年度)		
						計画	実績	計画	
公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現	(指標 1) モニタリング指標 OECD 輸出信用アレンジメント等、公的輸出信用制度の改善件数	新規				10		17	
他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化									
評価結果									

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
 - : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現

・ 国際的な公的輸出信用の取り決めとして OECD で合意している「公的輸出信用アレンジメント」につき、本行は、OECD の各種部会・専門家会合等に出席し、我が国企業を含む輸出者間の公正な国際競争が確保された枠組みとなるよう、各種提言を行いました。こうした取り組みを示す(指標 1)の具体例は、以下のとおりです。

- 輸出信用供与時に必要な環境社会配慮の共通ルールである「環境コモンアプローチ」の見直し(注 1): 1 件

(注 1) 社会配慮項目の定義の明確化、プロジェクトファイナンス案件に適用される基準の見直し。なお、OECD 部会での検討は 2006 年度を通じて行われ、2007 年 6 月に合意された。

- カントリーリスク専門家会合(CRE 会合)における、我が国輸出産業にも配慮した輸出信用対象国の格付け見直し(注 2): 16 件

(注 2) 本行は、公的輸出信用にかかるカントリーリスク格付け(最低リスクプレミアム算出への活用が目的)を行う、CRE 会合に参加しています。2006 年度には約 150 カ国が格付け対象となりましたが、そのうち我が国企業の輸出が見込まれ、かつ、既存の格付けがマクロ経済等の実体を適切に反映していないと考えられる国については、他国輸出信用機関(ECA)とも意見交換・連携しつつ会合で積極的に修正提案を行なったところ 16 カ国について対象国に見合った適切な格付けとなりました。

他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化

・ アジア域内 ECA との協力関係強化の取り組みとして、以下のような実績が挙げられます。

- 本行が主催したアジア輸銀フォーラム第12回年次会合(2006年11月)において、アジア各国の輸銀8機関との間で、メンバー間の連携促進を内容とする合意文書(東京コンセンサス)を調印し、エネルギー安全保障の基盤整備、中小企業・裾野産業支援、第三国との貿易・投資促進における連携、人材育成における協力、等の重点分野において、具体的連携の実現に向けて議論を継続していくことで合意しました。さらに、初の資金調達面での協調として本行が提案した「汎アジア輸銀債」構想(注3)についても、参加輸銀間で実現に向け検討していくことが合意されました。

(注3)アジア各国の輸銀が発行する債券を束ね、これらを担保とする債券(債券担保証券、CBO: Collateralized Bond Obligations)を発行する構想。

- 韓国輸出入銀行との間で、今後の協調融資候補案件に関する情報交換や環境社会配慮における協力などを目的とする覚書を締結しました。本覚書に基づく両行の連携、情報交換により、日韓両国企業の相互補完と協調による、新しいビジネスモデルの構築を図るものです。
- 中国輸出信用保険公司(略称: SINOSURE)との間で、日中企業の共同プロジェクトに関する情報交換や環境社会配慮についての本行から SINOSURE に対するノウハウの提供などを目的とする覚書を締結しました。近年、第三国において日中企業が共同でプラント受注を行う機会が増加傾向にありますが、本覚書は、日中両国企業の共同プロジェクトを促進し、我が国企業の国際ビジネスにおける競争力確保を支援するものです。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 我が国企業による新興市場国向けの輸出機会が拡大する中、OECD 非加盟の輸出信用機関との協力関係を一層強化し、公正な競争環境下での我が国輸出産業に対する支援を引き続き行っていくことが重要です。